

< 目 次 >

介護報酬改定後の動向

I. 介護費用の動向

- A. 費用額（予防を含む）の推移
- B. 受給者1人あたり費用額（予防を含む）の推移

《サービス分類別・受給者1人あたり費用額（予防を含む）の推移》

- A. 居宅系サービス（予防を含む）
- B. 居宅介護支援・介護予防支援
- C. 地域密着系サービス（予防を含む）
- D. 施設系サービス（予防を含む）

II. 主な各サービスの動向

- A. 訪問介護（介護予防含む）
- B. 訪問看護（予防を含む）
- C. 訪問リハビリテーション（予防を含む）
- D. 通所介護（予防を含む）
- E. 通所リハビリテーション（予防を含む）
- F. 福祉用具貸与（予防を含む）
- G. 短期入所生活介護（予防を含む）
- H. 特定施設入居者生活介護（予防を含む）
- I. 居宅介護支援（予防を含む）
- J. 夜間対応型訪問介護
- K. 小規模多機能型居宅介護（予防を含む）
- L. 認知症対応型共同生活介護（予防を含む）
- M. 介護福祉施設サービス
- N. 介護保健施設サービス
- O. 介護療養施設サービス

I. 介護費用額の動向

- 介護給付費実態調査月報（厚生労働省大臣官房統計情報部）を基に算出
- 「費用額」とは、保険給付額と公費負担額、利用料負担額（公費の本人負担額を含む。）の合計額である
- 「受給者1人あたり費用額」とは、各サービスにおける費用額を各サービスごとの受給者数で除した額である。

A. 費用額（予防を含む）の推移

- 費用額の対前年同月比は平均6.9%増（平成21年4～9月分）、7.9%増（平成21年11月分）で推移
- ※上記の対前年同月比率には、受給者数の影響が含まれている。
（平均4.1%増（平成21年4～9月分）、4.0%増（平成21年11月分））

《費用額の比較》

	4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分
平成20年(億円)	5,462.7	5,634.0	5,532.3	5,723.7	5,665.5	5,615.9	5,789.2	5,561.3
平成21年(億円)	5,783.9	5,968.0	5,974.5	6,136.1	6,094.3	5,996.8	6,186.3	6,001.2
対前年同月比(%)	5.9	5.9	8.0	7.2	7.6	6.8	6.9	7.9
※受給者対前年同月比(%)	3.2	4.3	4.1	4.2	4.5	4.0	3.7	4.0

B. 受給者1人あたり費用額（予防を含む）の推移

- 受給者1人あたり費用額対前年同月比は平均2.7%増（平成21年4～9月分）、3.7%増（平成21年11月分）で推移

《受給者1人あたり費用額》

	4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分
平成20年(円)	147,317.5	150,288.6	147,307.7	152,134.4	150,641.4	148,491.9	152,084.9	145,929.1
平成21年(円)	151,213.1	152,689.0	152,763.7	156,533.0	155,044.6	152,399.8	156,722.7	151,358.1
対前年同月比(%)	2.6	1.6	3.7	2.9	2.9	2.6	3.0	3.7

《サービス分類別・受給者1人あたり費用額（予防を含む）の推移》

A. 居宅系サービス（予防を含む）

- 受給者1人あたり費用額対前年同月比は平均3.2%増（平成21年4～9月分）、4.6%増（平成21年11月分）で推移

《居宅系サービスの受給者1人あたり費用額》

	4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分
平成20年(円)	89,650.9	90,985.8	89,593.3	93,032.7	90,419.3	90,908.9	93,243.2	88,189.3
平成21年(円)	92,550.7	91,855.6	94,256.8	96,149.3	93,762.5	93,263.9	95,943.3	92,202.4
対前年同月比(%)	3.2	1.0	5.2	3.3	3.7	2.6	2.9	4.6

B. 居宅介護支援・介護予防支援

- 受給者1人あたり費用額対前年同月比は平均11.1%増（平成21年4～9月分）、13.3%増（平成21年11月分）で推移

《居宅介護支援・介護予防支援の受給者1人あたり費用額》

	4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分
平成20年(円)	9,453.4	9,444.2	9,436.9	9,422.6	9,420.6	9,418.5	9,421.6	9,408.9
平成21年(円)	10,347.9	10,401.1	10,473.6	10,506.0	10,546.4	10,575.0	10,628.3	10,663.1
対前年同月比(%)	9.5	10.1	11.0	11.5	12.0	12.3	12.8	13.3

C. 地域密着系サービス（予防を含む）

- 受給者1人あたり費用額対前年同月比は平均0.5%増（平成21年4～9月分）、1.1%増（平成21年11月分）で推移

《地域密着型サービスの受給者1人あたり費用額》

	4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分
平成20年(円)	212,799.3	218,420.1	212,128.5	218,561.7	217,815.0	212,529.6	218,325.0	210,897.8
平成21年(円)	213,183.1	218,599.2	214,068.6	219,875.1	219,057.8	213,924.9	219,609.5	213,202.7
対前年同月比(%)	0.2	0.1	0.9	0.6	0.6	0.7	0.6	1.1

D. 施設系サービス（予防を含む）

○受給者1人あたり費用額対前年同月比は平均3.0%増（平成21年4～9月分）、3.5%増（平成21年11月分）で推移

＜施設サービスの受給者1人あたり費用額＞

	4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分
平成20年(円)	277,232.1	286,276.2	278,446.7	287,588.1	288,390.5	279,135.6	287,159.6	278,249.2
平成21年(円)	284,506.8	294,553.3	286,799.9	296,390.0	297,052.7	288,152.0	296,933.1	288,070.2
対前年同月比(%)	2.6	2.9	3.0	3.1	3.0	3.2	3.4	3.5

II. 主な各サービスの動向

A. 訪問介護（予防含む）

【受給者数及び費用額等】

- 費用額対前年同月比は平均5.1%増（平成21年4～9月分）、7.8%増（平成21年11月分）で推移
- 受給者数対前年同月増加率は平均1.4%増（平成21年4～9月分）、2.1%増（平成21年11月分）で推移
- 1人あたり費用額対前年同月比は3.7%増（平成21年4～9月分）、5.5%増（平成21年11月分）で推移

訪問介護(予防含む)の1人あたり費用額の推移

サービス提供月	平成20年		平成21年								
	4月～9月	10月～平成21年3月	4月～9月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
1人あたり費用額(1月平均) (単位:千円)	48.7	47.7	50.4	50.2	50.1	50.7	51.5	50.1	50.0	51.2	49.6
対前年同月比	-	-	3.7%	3.2%	1.8%	5.0%	4.0%	4.4%	3.5%	3.8%	5.5%

出典:介護給付費実態調査(各月サービス提供分)

【加算等】

- 特定事業所加算の事業所取得割合(※)は、平成21年4月分で訪問介護は12.8%、平成21年10月分で15.6%となっている。

※特定事業所加算の事業所取得割合は、介護給付費実態調査の特別集計である。(以下、同じ。)

【参考】報酬改定の概要

訪問介護員等及びサービス提供責任者について、介護職員基礎研修の受講、介護福祉士の資格取得など段階的なキャリアアップを推進する観点から、要件を見直し。

➤ 算定要件

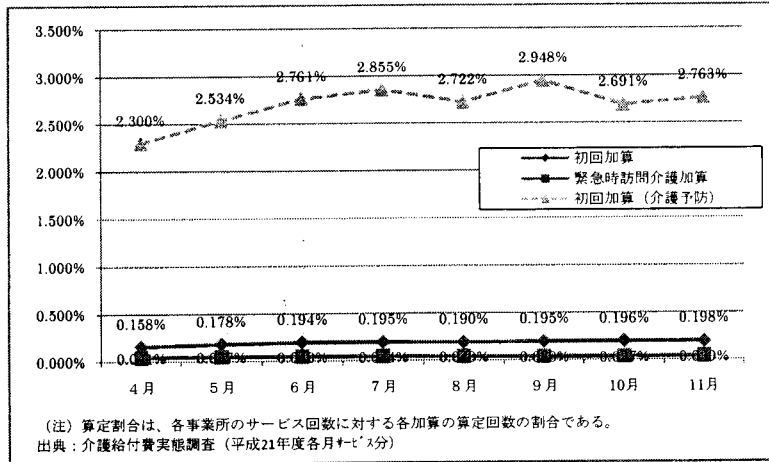
以下の要件に該当する事業所

- ①体制要件（計画的な研修の実施や利用者に関する情報、サービス提供に当たっての留意事項の伝達又は訪問介護員等の技術指導を目的とした会議の定期的な開催等）
- ②人材要件（介護福祉士等の資格保有割合が、訪問介護員等の総数の一定割合を超える場合やサービス提供責任者が介護福祉士等の実務経験が一定以上ある者）
- ③重要介護者等対応要件（前年度又は前3ヶ月の利用者のうち、要介護4～5、認知症日常生活自立度Ⅲ以上の利用者の総数が一定以上）

- 初回加算の算定割合は、介護予防訪問介護は2%台、訪問介護は0.1%台で推移
- 緊急時訪問介護加算の算定割合は、0.05%を下回る状況で推移

【参考】報酬改定の概要

サービス提供責任者について、特に労力のかかる初回及び緊急時の対応を評価



B. 訪問看護 (予防を含む)

【受給者数及び費用額等】

- 費用額対前年同月比は平均5.1%増(平成21年4～9月分)、10.2%増(平成21年11月分)で推移
- 受給者数対前年同月比増加率が平均3.1%増(平成21年4～9月分)、4.3%増(平成21年11月分)で推移
- 1人あたり費用額対前年同月比は平均1.9%増(平成21年4～9月分)、5.7%増(平成21年11月分)で推移

訪問看護(予防含む)の1人あたり費用額の推移

サービス提供月	平成20年		平成21年								
	4月～9月	10月～平成21年3月	4月～9月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
1人あたり費用額(1月平均)(単位:千円)	42.5	41.6	43.3	43.6	40.8	45.0	45.5	42.8	42.1	44.2	41.6
対前年同月比	-	-	1.9%	2.4%	-3.1%	6.1%	2.7%	3.3%	-0.1%	-0.1%	5.7%

出典：介護給付費実態調査(各月サービス提供分)

【加算等】

- サービス提供体制強化加算の事業所取得割合(※)は、訪問介護では、平成21年4月分は40.6%、平成21年10月分は46.2%となっている。
また、介護予防訪問看護では、平成21年4月分は48.6%、平成21年10月分は55.1%となっている。

※サービス提供体制強化加算の事業所取得割合は、介護給付費実態調査の特別集計である。(以下、同じ。)

【参考】報酬改定の概要

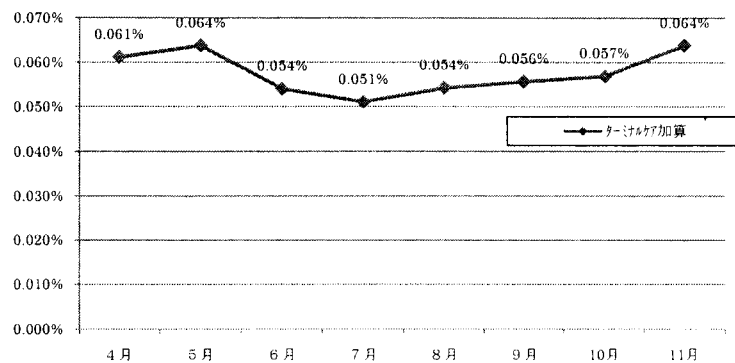
- ①介護従事者の専門性等に係る適切な評価及びキャリアアップを推進する観点から、介護福祉士の資格保有者が一定割合雇用されている事業所が提供するサービスについての評価
- ②職員の早期離職を防止して定着を促進する観点から、一定の勤続年数を有する者が一定割合雇用されている事業所が提供するサービスについての評価
- ③24時間のサービス提供が必要な施設サービスについては、安定的な介護サービスの提供を確保する観点から、常勤職員が一定割合雇用されている事業所について評価

○ターミナルケア加算の算定割合は、0.05～0.06%台で推移

【参考】報酬改定の概要

ターミナルケアの充実を図り、医療保険との整合性を図る観点から、ターミナルケア加算の算定要件の緩和及び評価の見直し。

- 評価の見直し 1,200単位/死亡月 → 2,000単位/死亡月
- 算定要件
 - ① 死亡日前14日以内に2回以上ターミナルケアを実施
 - ② 主治医との連携の下に、訪問看護におけるターミナルケアに係る計画及び支援体制について利用者及びその家族等に対して説明を行い、同意を得てターミナルケアを実施



(注) 算定割合は、各事業所のサービス回数に対する当該加算の算定回数の割合である。
出典：介護給付費実態調査（平成21年度各月サービス分）

C. 訪問リハビリテーション（予防を含む）

【受給者数及び費用額等】

- 費用額対前年同月比は平均30.9%増（平成21年4～9月分）、38.2%増（平成21年11月分）で推移
- 受給者数対前年同月比増加率が平均12.4%増（平成21年4～9月分）、13.6%増（平成21年11月分）で推移
- 1人あたり費用額対前年同月比は平均16.5%増（平成21年4～9月分）、21.7%増（平成21年11月分）で推移

訪問リハビリテーション(予防含む)の1人あたり費用額の推移

サービス提供月	平成20年		平成21年		平成21年							
	4月～9月	10月～9月	4月～9月	9月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
1人あたり費用額 (1月平均) (単位:千円)	28.1	25.5	30.5	30.5	30.4	28.1	32.2	32.5	30.0	29.5	31.6	29.3
対前年同月比	-	-	16.5%	16.2%	8.2%	22.2%	18.1%	19.0%	14.1%	15.0%	15.0%	21.2%

出典：介護給付費実態調査(各月サービス提供分)

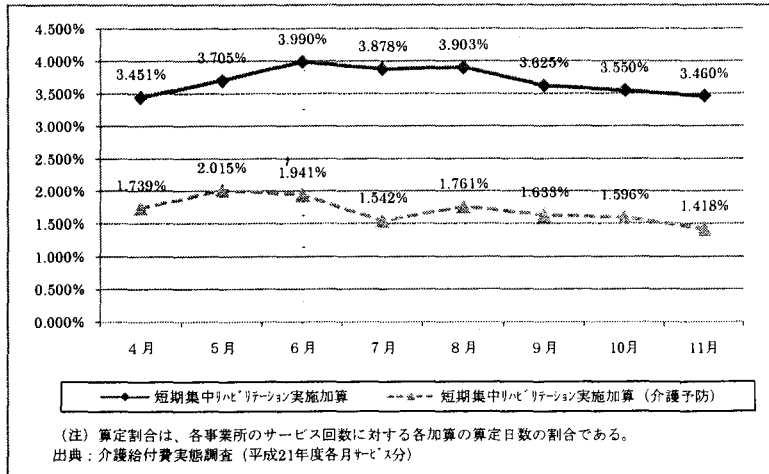
【加算等】

- サービス提供体制強化加算の事業所取得割合は、訪問リハビリテーションでは、平成21年4月分は68.5%、平成21年10月分は63.0%となっている。
- また、介護予防訪問リハビリテーションでは、平成21年4月分は76.1%、平成21年10月分は71.0%となっている。

- 短期集中リハビリテーション実施加算の算定割合は、介護サービスでは3.5～3.9%台を推移し、一方、介護予防サービスにおいては、1.5～2.0%台を推移。

【参考】報酬改定の概要

早期かつ集中的なリハビリテーションを推進する観点から、短期集中リハビリテーション実施加算の評価の見直し。



D. 通所介護(予防を含む)

【受給者数及び費用額等】

- 費用額対前年同月比は平均9.1%増(平成21年4~9月分)、10.2%増(平成21年11月分)で推移
- 受給者数対前年同月比増加率が平均6.5%増(平成21年4~9月分)、6.1%増(平成21年11月分)で推移
- 1人あたり費用額対前年同月比は平均2.5%増(平成21年4~9月分)、3.8%増(平成21年11月分)で推移

通所介護(予防含む)の1人あたり費用額の推移

サービス提供月	平成20年		平成21年							10月	11月
	4月~9月	10月~12月	4月~9月	4月	5月	6月	7月	8月	9月		
1人あたり費用額(1月平均)(単位:千円)	66.0	66.7	69.7	69.0	68.0	70.2	71.8	69.4	69.8	71.5	68.2
対前年同月比	-	-	2.5%	3.0%	-0.5%	5.2%	2.7%	2.9%	1.8%	1.8%	3.8%

出典：介護給付費実態調査(各月サービス提供分)

【加算等】

- サービス提供体制強化加算の事業所取得割合は、通所介護では、平成21年4月分は49.8%、平成21年10月分は52.4%となっている。
また、介護予防通所介護では、平成21年4月分は52.1%、平成21年10月分は54.9%となっている。

- 個別機能訓練加算の算定割合は、個別機能訓練加算(Ⅰ)が45%前後を横ばいで推移し、個別機能訓練加算(Ⅱ)が10%前後で横ばいに推移。

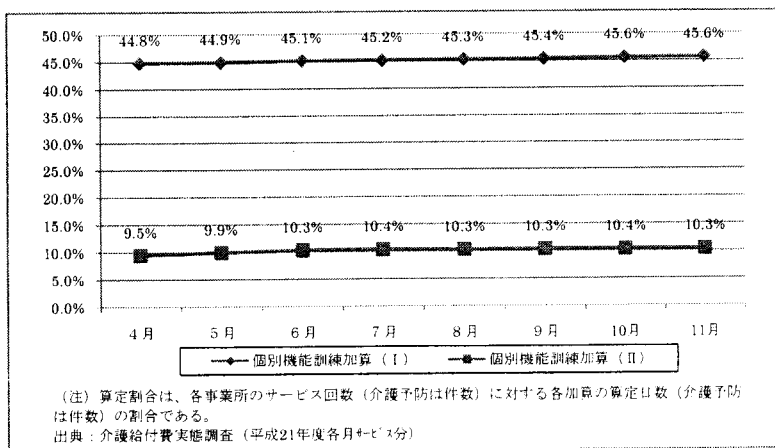
【参考】報酬改定の概要

常勤の理学療法士等を配置し、個別機能訓練計画に基づき、利用者の多様なニーズに対応する複数の機能訓練メニューを提供する場合を評価するため、個別機能訓練加算(Ⅱ)を新設

- 従来の個別機能訓練加算(27単位)は、「個別機能訓練加算(Ⅰ)」に名称変更
- 個別機能訓練加算(Ⅱ)を新設(42単位)

<算定要件>

- ①専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を1名以上配置
- ②機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種が共同して、利用者毎に個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき、計画的に機能訓練を行っている。
- ③個別機能訓練計画の作成にあたっては、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資することを目的として複数の機能訓練項目が設定され、その実施にあたっては、グループに分けて活動を行っている。

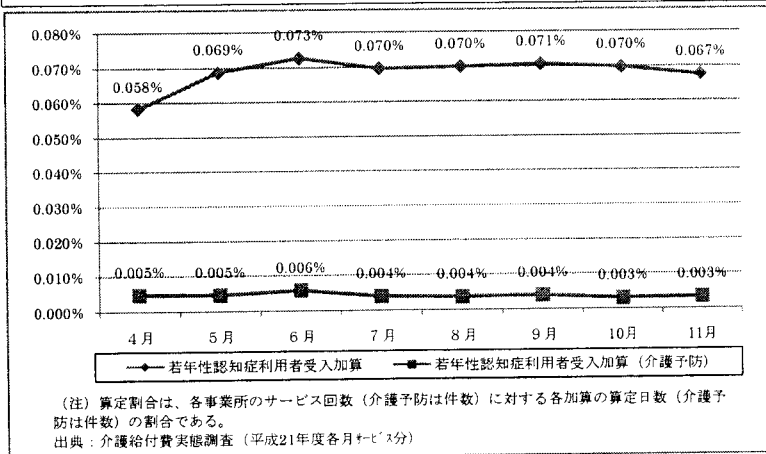


○若年性認知症患者受入加算の算定は、介護サービスは0.05～0.07%台で横ばいに推移し、介護予防サービスは0.005%以下で、緩やかに下降傾向で推移

【参考】報酬改定の概要

若年性認知症患者やその家族に対する支援を促進する観点から、若年性認知症患者を受け入れ、本人やその家族の希望を踏まえた介護サービスを提供することについて評価

※上記加算の新設に伴い、それまでの「若年性認知症ケア加算(60単位)」は廃止。



E. 通所リハビリテーション(予防を含む)

【受給者数及び費用額等】

- 通所リハビリテーションの費用額対前年同月比は平均6.3%増(平成21年4～9月分)、9.0%増(平成21年11月分)で推移
- 受給者数対前年同月比増加率が平均1.8%増(平成21年4～9月分)、2.1%増(平成21年11月分)で推移
- 1人あたり費用額対前年同月比は平均4.4%増(平成21年4～9月分)、6.7%増(平成21年11月分)で推移

通所リハビリテーション(予防含む)の1人あたり費用額の推移

サービス提供月	平成20年		平成21年		平成21年		平成21年		平成21年		
	4月～9月	10月～平成21年3月	4月～9月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
1人あたり費用額(1月平均)(単位:千円)	69.3	67.7	72.3	71.8	69.4	74.1	75.1	71.9	71.4	74.3	70.1
対前年同月比	-	-	4.4%	4.3%	0.7%	7.9%	4.8%	5.5%	3.1%	3.8%	6.7%

出典：介護給付費実態調査(毎月サービス提供分)

【加算等】

- サービス提供体制強化加算の事業所取得割合は、通所リハビリテーションでは、平成21年4月分は79.9%、平成21年10月分は82.5%となっている。また、介護予防通所リハビリテーションでは、平成21年4月分は79.8%、平成21年10月分は82.2%となっている。

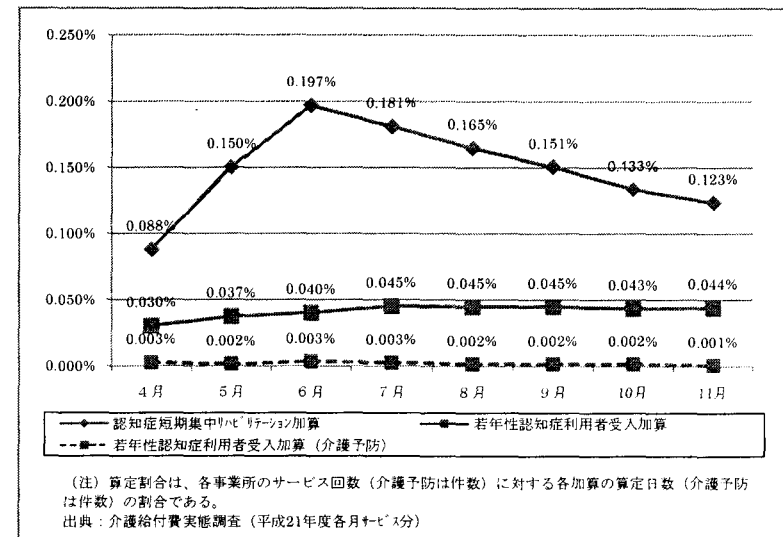
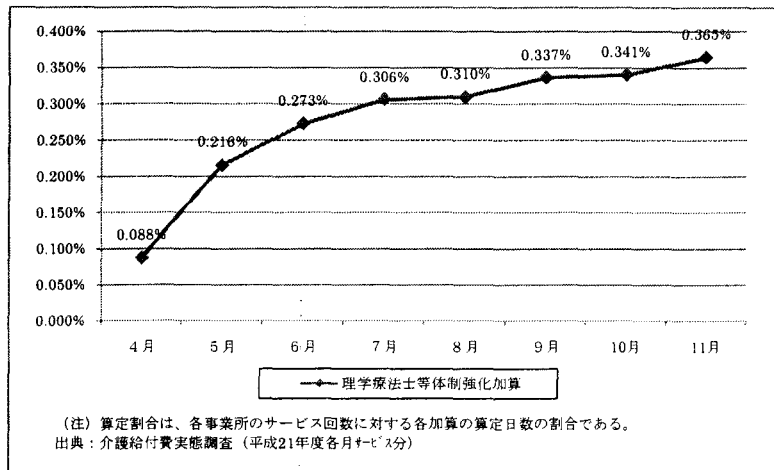
- 理学療法士等体制強化加算の算定割合は増加傾向で推移し、平成21年11月分で0.37%となっている。

【参考】報酬改定の概要

常勤かつ専従の理学療法士等を2名以上配置している場合に評価

➤ 理学療法士体制強化加算(新規) → 30単位/日

※1時間以上2時間未満の通所リハビリテーションについてのみ加算



○認知症短期集中リハビリテーション加算の算定割合は、平成21年4月分から上昇し、平成21年6月分を頂点にその後は下降し平成21年11月分で0.12%となっている。

【参考】報酬改定の概要

○認知症短期集中リハビリテーション加算

対象を中等度・重度の者に拡大するとともに、通所リハビリテーションにおける実施について評価

➤ 認知症短期集中リハビリテーション → 240単位/日

○若年性認知症利用者受入加算の算定割合は、介護サービスでは緩やかに増加し、平成21年11月分で0.04%となっている。

一方、介護予防サービスでは0.003%以下を横ばいに推移し、平成21年11月で0.001%となっている。

【参考】報酬改定の概要

若年性認知症患者やその家族に対する支援を促進する観点から、若年性認知症患者を受け入れ、本人やその家族の希望を踏まえた介護サービスを提供することについて評価

※上記加算の新設に伴い、それまでの「若年性認知症ケア加算（60単位）」は廃止。

F. 福祉用具貸与（予防を含む）

【受給者数及び費用額等】

- 福祉用具貸与の費用額対前年同月比は平均8.2%増（平成21年4～9月分）、8.2%増（平成21年11月分）で推移
- 受給者数対前年同月比増加率が平均10.4%増（平成21年4～9月分）、10.8%増（平成21年11月分）で推移
- 1人あたり費用額対前年同月比は平均△2.0%減（平成21年4～9月分）、△2.2%減（平成21年11月分）で推移
- 介護度別受給者割合では、要支援2及び要介護1の割合が増加し、要介護2及び要介護3の割合は減少している。

【参考】要介護度の比較（平成20年4月→平成21年4月）

- ・主な増加…要支援2（7.4%→8.7%）、要介護1（9.0%→10.8%）
- ・主な減少…要介護2（25.9%→25.1%）、要介護3（23.9%→22.3%）

福祉用具貸与(予防含む)の1人あたり費用額の推移

サービス提供月	平成20年		平成21年							10月	11月
	4月～9月	10月～平成21年3月	4月～9月	4月	5月	6月	7月	8月	9月		
1人あたり費用額 (1月平均) (単位:千円)	14.7	14.6	14.4	14.5	14.4	14.4	14.4	14.4	14.3	14.3	14.3
対前年同月比	-	-	-2.0%	-1.8%	-1.8%	-2.0%	-2.1%	-2.2%	-2.2%	-2.2%	-2.2%

出典:介護給付費実態調査(各月サービス提供分)

G. 短期入所生活介護（予防を含む）

【受給者数及び費用額等】

- 短期入所生活介護の費用額対前年同月比は平均8.6%増（平成21年4～9月分）、8.7%増（平成21年11月分）で推移
- 受給者数対前年同月比増加率が平均6.8%増（平成21年4～9月分）、6.0%増（平成21年11月分）で推移
- 1人あたり費用額対前年同月比は平均1.7%増（平成21年4～9月分）、2.6%増（平成21年11月分）で推移

短期入所生活介護(予防含む)の1人あたり費用額の推移

サービス提供月	平成20年		平成21年							10月	11月
	4月～9月	10月～平成21年3月	4月～9月	4月	5月	6月	7月	8月	9月		
1人あたり費用額 (1月平均) (単位:千円)	89.9	89.6	91.5	90.6	91.7	90.6	91.9	92.9	90.6	90.7	89.9
対前年同月比	-	-	1.7%	1.5%	2.0%	1.9%	1.9%	1.7%	1.1%	2.1%	2.6%

出典:介護給付費実態調査(各月サービス提供分)

【加算等】

- サービス提供体制強化加算の事業所取得割合は、短期入所生活介護では、平成21年4月分は85.4%、平成21年10月分は88.0%となっている。
また、介護予防短期入所生活介護では、平成21年4月分は82.7%、平成21年10月分は86.8%となっている。

- 夜勤職員配置加算の算定割合は、夜勤職員配置加算（Ⅰ）が年度当初に比べると急激に上昇しており、平成21年11月分では42.9%の算定となっている。
一方、夜勤職員配置加算（Ⅱ）は、年度当初に比べると緩やかに上昇しており、平成21年11月分では13.9%の算定となっている。

【参考】報酬改定の概要

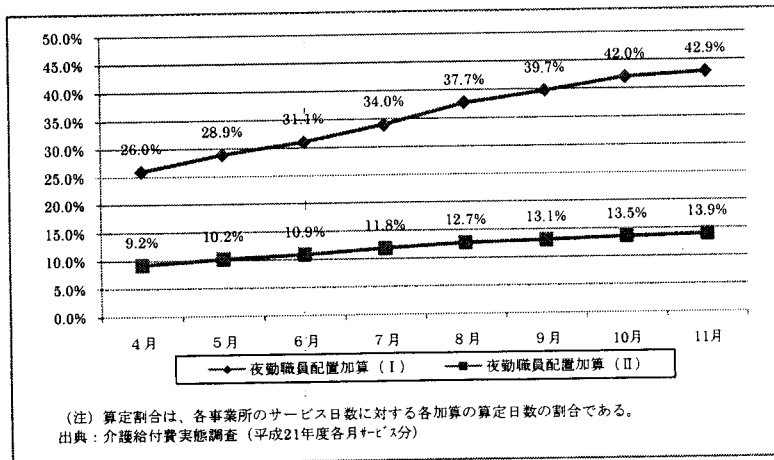
基準を上回る夜勤職員の配置を評価する。

➢ 算定要件

夜勤を行う介護職員・看護職員の数、最低基準を1人以上上回っている場合

➢ 夜勤職員配置加算（Ⅰ） 13単位……ユニット型以外

➢ 夜勤職員配置加算（Ⅱ） 18単位……ユニット型



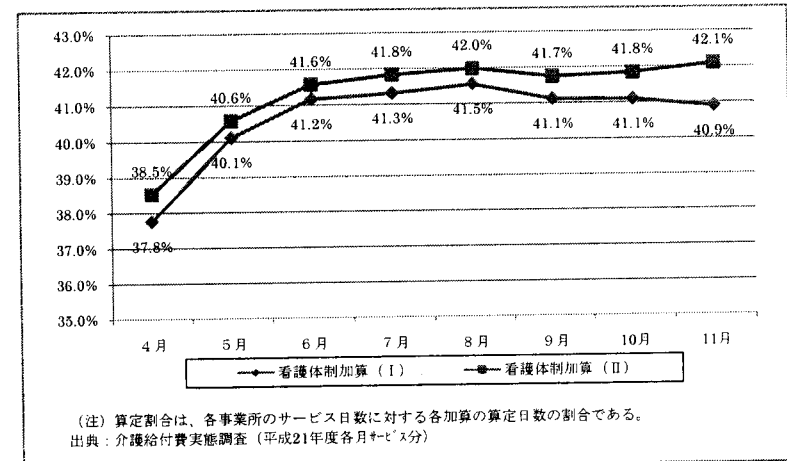
○看護体制加算の算定割合は、看護体制加算（I）及び（II）とも年度当初に比べると上昇しており、看護体制加算（I）では平成21年11月分で42.1%、看護体制加算（II）では平成21年8月分を頂点に若干下降し、平成21年11月分で40.9%の算定となっている。

【参考】報酬改定の概要

利用者の重度化等に伴う医療ニーズに対応する観点から、常勤の看護師の配置や基準を上回る看護職員の配置を評価。

➤ 算定要件

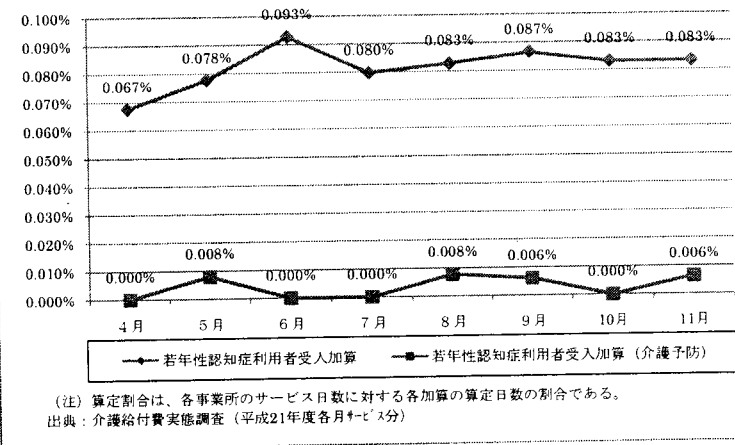
- ・看護体制加算（I） 4単位
常勤の看護師を1名以上配置
- ・看護体制加算（II） 8単位
 - ①看護職員を常勤換算方法で入所者数が25又はその端数を増すごと1名以上配置
 - ②当該事務所の看護職員により、又は病院・診療所・訪問看護ステーションの看護職員との連携により、24時間の連絡体制を確保



○若年性認知症患者受入加算の算定割合は、介護サービスでは0.06~0.09%の間を推移し、介護予防サービスでは0.01%以下に止まっている。

【参考】報酬改定の概要

若年性認知症患者やその家族に対する支援を促進する観点から、若年性認知症患者を受け入れ、本人やその家族の希望を踏まえた介護サービスを提供することについて評価



H. 特定施設入居者生活介護（予防を含む）

【受給者数及び費用額等】

- 特定施設入居者生活介護の費用額対前年同月比は平均14.7%増（平成21年4～9月分）、14.3%増（平成21年11月分）で推移
- 受給者数対前年同月比増加率が平均9.5%増（平成21年4～9月分）、9.0%増（平成21年11月分）で推移
- 1人あたり費用額対前年同月比は平均4.7%増（平成21年4～9月分）、4.8%増（平成21年11月分）で推移

特定施設入居者生活介護(予防含む)の1人あたり費用額の推移

サービス提供月	平成20年		平成21年								
	4月～9月	10月～3月	4月～9月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
1人あたり費用額 (1月平均) (単位:千円)	179.4	179.4	187.9	183.9	190.1	185.1	191.3	191.0	185.8	192.0	186.1
対前年同月比	-	-	4.7%	4.7%	4.8%	4.8%	4.8%	4.6%	4.6%	5.1%	4.8%

出典：介護給付費実態調査(各月サービス提供分)

【加算等】

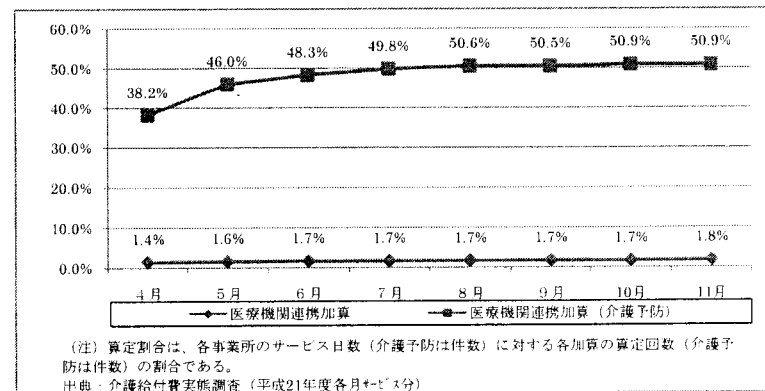
- 医療機関連携加算の算定割合は、介護予防サービスでは平成21年4月分には比べ7月サービス分まで増加し、その後横ばいに推移している。平成21年11月分では5.09%となっている。
- 一方、介護サービスでは1.3～1.7%台の間で横ばいに推移している。

【参考】報酬改定の概要

病院又は診療所に入院する利用者につき、当該病院又は診療所の職員に対して、利用者に関する必要な情報を提供した場合を評価

- 医療機関連携加算 80単位/月
- 算定要件

看護職員が利用者ごとに健康の状況を継続的に記録するとともに、当該利用者の同意を得て、協力医療機関又は当該利用者の主治医に対して、看護職員が当該利用者の健康状況について月1回以上情報を提供した場合



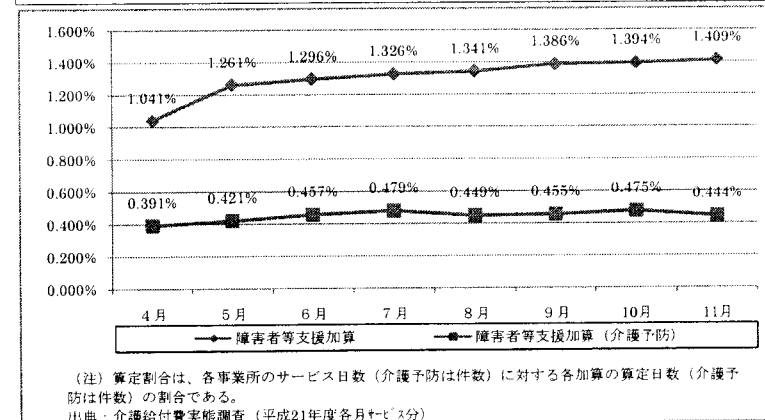
- 障害者等支援加算の算定割合は、介護サービスでは平成21年5月分移行緩やかに上昇傾向にあり、平成21年11月分では1.4%となっている。
- 一方、介護予防サービスでは0.4%前後を横ばいに推移している。

【参考】報酬改定の概要

養護老人ホームである外部サービス利用型特定施設において、知的障害や精神障害等により特に支援を必要とする利用者に対して基本サービスを提供した場合を評価

- 障害者等支援加算 20単位/日
- 算定要件

養護老人ホームである外部サービス利用型特定施設において、精神上の障害等により特に支援を必要とする者に対して基本サービスを行った場合



1. 居宅介護支援（予防を含む）

【受給者数及び費用額等】

- 居宅介護支援・介護予防支援の費用額対前年同月比は平均15.6%増（平成21年4～9月分）、18.3%増（平成21年11月分）で推移
- 受給者数対前年同月増加率が平均4.1%増（平成21年4～9月分）、4.4%増（平成21年11月分）で推移
- 1人あたり費用額対前年同月比は平成11.1%増（平成21年4～9月分）、13.3%増（平成21年11月分）で推移

介護予防支援・居宅介護支援の1人あたり費用額の推移

サービス提供月	平成20年		平成21年							10月	11月
	4月～9月	10月～3月	4月～9月	4月	5月	6月	7月	8月	9月		
1人あたり費用額 (1月平均) (単位:千円)	9.4	9.4	10.5	10.3	10.4	10.5	10.5	10.5	10.6	10.6	10.7
対前年同月比	-	-	11.1%	9.5%	10.1%	11.0%	11.5%	12.0%	12.3%	12.8%	13.3%

出典:介護給付費実態調査(各月サービス提供分)

【加算等】

- 特定事業所加算の事業所取得割合は、居宅介護支援は平成21年4月分で10.7%、平成21年10月分で15.3%となっている。

【参考】報酬改定の概要

事業所の独立性を高める観点から、実態に即し段階的に評価する仕組みに見直し。

➢ 算定方針

中重度者や支援困難ケースへの積極的な対応を行うほか、専門性の高い人材を確保し、質の高いケアマネジメントを実施している事業所を評価

対象事業所は、以下の要件に該当するモデル的な居宅介護支援事業所

- ①公正中立性を確保し、サービス提供主体からも実質的に独立した事業所
- ②常勤かつ専従の主任介護支援専門員及び介護支援専門員が配置され、どのような支援困難ケースでも適切に処理できる体制が整備されているか。

- 居宅介護支援の医療連携加算の算定割合は、平成21年4月分の0.71%から上昇していたが、平成21年7月分の0.96%を頂点に若干下降傾向にある。平成21年11月分で0.89%である。

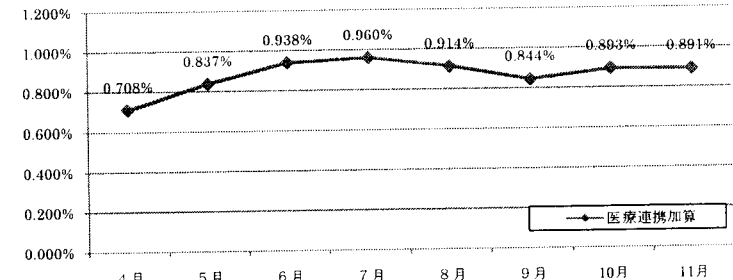
【参考】報酬改定の概要

病院又は診療所に入院する利用者につき、当該病院又は診療所に関する必要な情報の提供を求めることや、その他の連携を行った場合の評価

- 医療連携加算 150単位/月（利用者1人につき1回を限度）

➢ 算定要件

病院又は診療所に入院する利用者につき、当該病院又は診療所の職員に対して、利用者に関する必要な情報を提供した場合



(注)算定割合は、各事業所のサービス回数に対する各加算の算定回数の割合である。
出典:介護給付費実態調査(平成21年度各月サービス分)

- 退院・退所加算(Ⅱ)の算定割合は、平成21年4月以降、0.8～1.0%の間を推移し、退院・退所加算(Ⅰ)の算定割合は、平成21年4月以降、0.4～0.6%の間を横ばいで推移している。

【参考】報酬改定の概要

退院又は退所にあたって、病院等の職員と面談を行い、利用者に関する必要な情報の提供を求めることや、その他の連携を行った場合の評価

- 退院・退所加算(Ⅰ) 400単位/月

- 退院・退所加算(Ⅱ) 600単位/月

➢ 算定要件

退院・退所加算(Ⅰ)…入院期間又は入所期間が30日以下の場合

退院・退所加算(Ⅱ)…入院期間又は入所期間が30日を超える場合